

卸売市場法第13条第5項第4号のイ及びロに基づく「売買取引の方法」及び「決済の方法」の公表

地方卸売市場 株式会社 伊勢原食品市場

(1) 売買取引の方法

- ・野菜及びその加工品：せり売り・相対取引
- ・果物及びその加工品：せり売り・相対取引
- ・花き：せり売り・相対取引

(2) 決済の方法

- ①支払い期日：卸売業者から買受けた物品の引受け後の3日後まで  
出荷者へのお支払いは、販売日の翌々日まで  
(土・日・祭日・休市を除く)  
ただし決済に関する特約を結んでいる場合はその特約に準ずる。
- ②支払い方法：現金（銀行振込）又は小切手